

市第8号議案 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

1 条例改正の趣旨

建物の解体工事に伴う石綿飛散防止対策の更なる強化を図るため、発注者責任の明確化等について大気汚染防止法（以下「法」という）が改正され、平成26年6月1日から施行されます。 今回の法改正に伴い、法との整合性を図るために横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という）を改正します。

2 法・条例に基づく現在の石綿飛散防止対策状況

建物の解体工事に伴う石綿の飛散防止対策として、法では、吹付け石綿や石綿を含んだ断熱材など飛散しやすい石綿が使用されている場合に、解体工事を行う「施工者」に対して工事の開始の届出や適正な除去を行うように作業基準が規定されています。

一方、条例では法が対象としていないスレート製の壁材など石綿を含んだセメント建材などについても届出の対象としています。

なお、石綿の除去作業中の石綿濃度測定や作業完了後の報告については、法では規定されていませんが、条例では法対象のものも含め、作業の開始の届出がされたすべての工事を対象に、石綿濃度測定や完了の報告を規定しています。

3 条例改正の概要

- ①石綿が使用されている建物の解体作業の届出者を「施工者」から「発注者」に変更
- ②工事を受注した「施工者」に対し、事前調査の結果等を「発注者」に説明する義務を追加
- ③工事を受注した「施工者」に対し、石綿濃度の測定結果等を「発注者」に説明する義務を追加
- ④適正な解体工事を担保するため、「発注者」の配慮義務に工事費などの請負契約に関する事項等を追加

4 施行期日

平成26年10月1日施行予定

< 参考 >

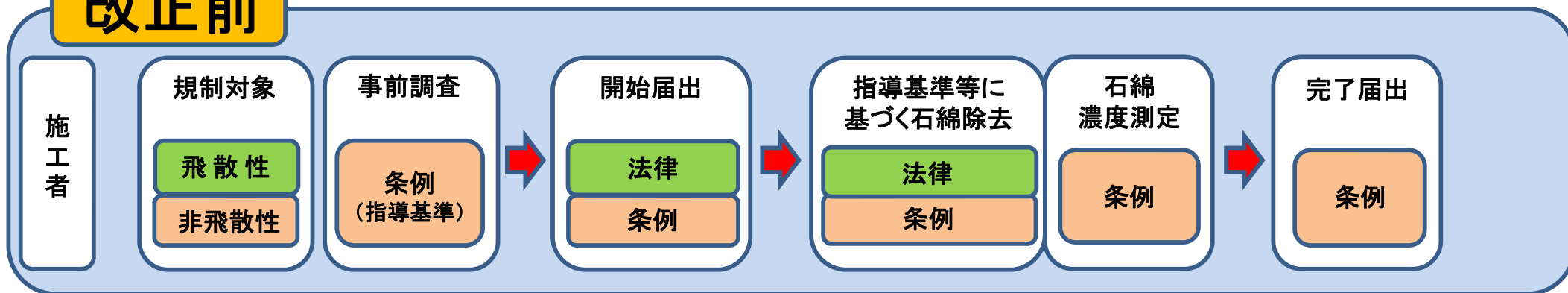
現条例と改正（案）の主な内容の比較表

項目	現条例	改正（案）の要約
(石綿排出作業による大気の汚染の防止) 第 89 条 大気の汚染の防止に努めなければならない者を追加	石綿排出作業を伴う建設工事を <u>施工する者</u>	石綿排出作業伴う建設工事を <u>施工する者及び当該建設工事の発注者</u>
(石綿排出作業に係る指導及び勧告) 第 91 条 市長が指導及び勧告することができる者を追加	石綿排出作業を伴う建設工事を <u>施工する者</u>	石綿排出作業を伴う建設工事を <u>施工する者又は当該建設工事の発注者</u>
(石綿排出作業の開始の届出) 第 92 条 (1)石綿排出作業の開始の届出義務者を変更	石綿排出作業を伴う建設工事を <u>施工しようとする者</u>	石綿排出作業を伴う建設工事を <u>発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者</u>
(2)届出事項の項目を追加		(2) <u>工事を施工する者の氏名等</u>
(解体等建設工事に係る調査及び説明等)を新たに規定 第 92 条の 2 1 解体等建設工事の受注者がしなければならない事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>解体工事が石綿排出作業に該当するか調査を行わなければならない。</u> ・ <u>発注者に調査の結果を説明しなければならない。</u> ・ <u>石綿排出作業を伴う建設工事に該当するときは、発注者に対し届出事項について説明しなければならない。</u>
2 解体等建設工事の発注者がしなければならない事項		<u>受注者が行う事前調査に要する費用を適正に負担すること等により、調査に協力しなければならない。</u>
3 発注者が自ら施工する場合にしなければならない事項		<u>解体工事が石綿排出作業に該当するか調査を行わなければならない。</u>
4 掲示に係る事項		<u>解体工事を施工するときは、調査の結果を公衆に見やすいように掲示しなければならない。</u>
(石綿排出作業の完了の届出) 第 94 条 届出事項の項目を追加		(2) <u>工事を施工した者の氏名等</u>
(石綿排出作業の完了に係る説明)を新たに規定 第 94 条の 2		<u>工事の受注者は、発注者に対し、作業結果を説明しなければならない。</u>
(発注者の配慮)に見出しを変更 第 95 条 配慮事項を追加	(注文者の配慮) 注文者は、 <u>施工方法、工期等</u> について配慮しなければならない。	(発注者の配慮) 発注者は、 <u>施工方法、工期、工事費</u> その他当該建設工事の請負契約に関する事項について配慮しなければならない。

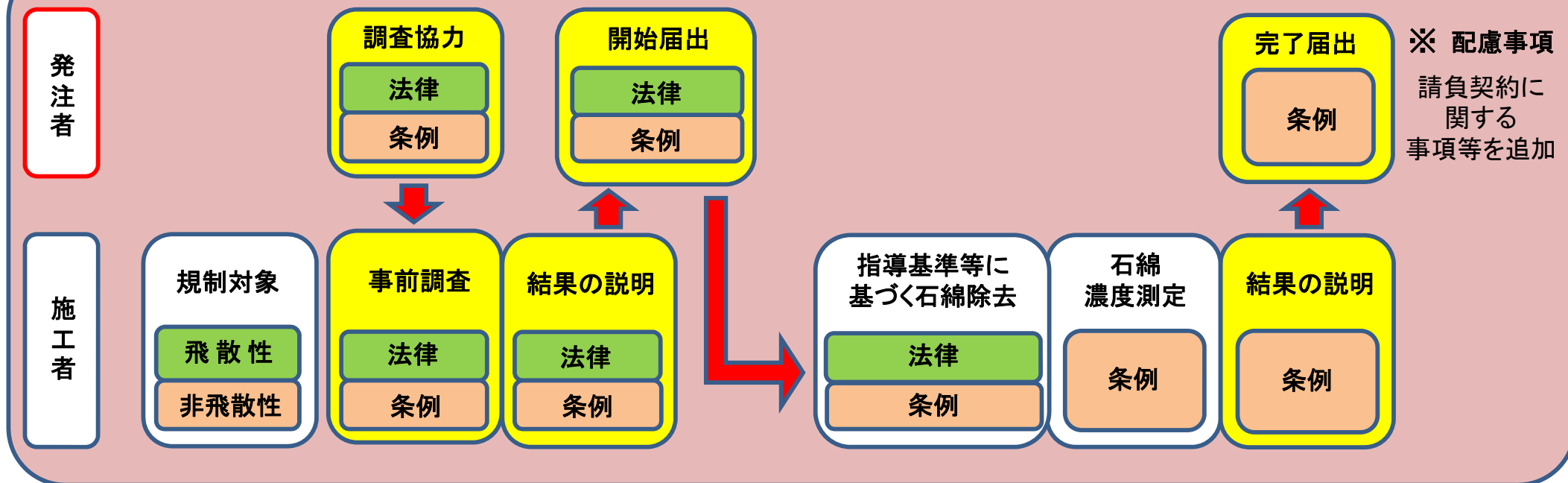
法と条例の改正内容

別紙

改正前



改正後



法律：大気汚染防止法
条例：横浜市生活環境の保全等に関する条例

飛散性：吹付け石綿、石綿含有断熱材等
非飛散性：石綿含有セメント建材(使用面積1000㎡以上)等